



発信年月日：令和4年8月8日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1138 FAX 0837-22-8458
経済観光部 産業戦略課	仲野 亮	地域交通対策班 事務職員 林龍之介		
件名	長門市デマンド交通「愛称募集」について			

長門市では、住民の生活交通手段を確保するため、デマンド交通の運行を行っています。
現在、「青海島」「湯本」「渋木・真木」「俵山」「日置」「油谷」「向津具」の市内7地区でデマンド交通を運行しており、本年10月から新たに「黄波戸・西深川」「三隅」「長門市街」にもデマンド交通を導入することで、長門市全域でデマンド交通が運行されることとなっております。
これからも多くの皆様に親しまれ、ご利用頂けるよう愛称を募集しますので、周知にご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 応募期間 8月8日（月）から9月7日（水）まで
- 2 応募資格 市内に在住または、市内に通勤・通学している者
- 3 応募方法 応募用紙：市役所本庁、各支所・出張所等及び各地区デマンド交通運行事業者で配布の応募用紙に「長門市デマンド交通」の愛称、応募者の住所、氏名等を記入のうえ、持参、郵送、FAX等で提出
ホームページ：長門市ホームページから、専用ページで必要事項を入力のうえ送信

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/13/41630.html>

<応募先・問合せ>

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2（市役所 2 階）
長門市公共交通協議会事務局（長門市役所産業戦略課地域交通対策班内）
TEL：0837-23-1138 / FAX：0837-22-8458
Eメール：chiiki.koutsu@city.nagato.lg.jp



回答フォーム

- 4 表彰等 選考方法：長門市公共交通協議会及び長門市長（令和4年9月中旬）
公表：令和4年10月3日（月）開催予定のデマンド交通出発式でお披露目
賞品：商品券5万円分

長門市デマンド交通「愛称募集」要領

長門市では、住民の生活交通手段を確保するため、デマンド交通の運行を行っています。

現在、「青海島」「湯本」「渋木・真木」「俵山」「日置」「油谷」「向津具」の市内7地区でデマンド交通を運行しており、本年10月から新たに「黄波戸・西深川」「三隅」「長門市街」にもデマンド交通を導入することで、長門市全域でデマンド交通が運行されることとなっております。

これからも多くの皆様に親しまれ、ご利用頂けるよう愛称を募集します。



1 応募期間

令和4年8月8日（月）～ 令和4年9月7日（水）

2 応募方法

■応募資格

市内に在住または、市内に通勤・通学している者
第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限りです。

■応募方法

応募用紙に「長門市デマンド交通」の愛称（漢字の場合はふりがなも）と愛称の説明、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、下記いずれかの方法でご応募ください。

・応募用紙を持参

長門市役所2階 産業戦略課 までご持参ください。

・応募用紙を下記応募先へ郵送

・応募用紙をFAX

・Eメールを送信

応募用紙のワードファイル、もしくはPDFファイルなどの画像ファイルを添付して送信してください。

※すべての必要事項をメール本文に記載して送信も可。

・長門市ホームページから、専用ページで必要事項を入力のうえ送信

URL ⇒ <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/13/41630.html>

もしくは、「長門市デマンド交通愛称募集」で検索

■応募先（問い合わせ先）

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2（市役所2階）
長門市公共交通協議会事務局（長門市役所産業戦略課地域交通対策班内）
TEL：0837-23-1138 / FAX：0837-22-8458
Eメール：chiiki.koutsu@city.nagato.lg.jp



回答専用フォーム

3 表彰等

■選考方法

長門市公共交通協議会で選考会を設け、応募の中から「長門市デマンド交通」にふさわしい愛称を選考の上、決定します。（令和4年9月中旬）

なお、決定した愛称については、令和4年10月3日（月）に開催予定のデマンド交通出発式において、お披露目を予定しております。（式へのご案内・賞品の贈呈をさせていただきます。）

■賞品

商品券5万円分（出発式欠席の場合は後日郵送）

4 採用した愛称の取り扱い

■受賞者は、受賞と同時に所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及びその他一切の権利は、長門市（長門市公共交通協議会）に帰属するものとします。愛称の同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。

■長門市デマンド交通の車両貼付用マグネット、時刻表、パンフレット等に使用します。

■採用決定後、愛称が他者の権利を侵害すると判明した場合又はその他本募集要領の規定に反していることが判明した場合は、採用は無効となります。仮に問題が発生した場合は、全ての責任は応募者が負うこととなります。

5 留意事項

■応募に係る費用は全て応募者の負担となります。

■採用されなかった愛称の著作権は応募者に帰属します。ただし、応募に関する経過報告や記録・広報活動のために長門市公共交通協議会が利用することを認めるものとします。

■応募に関する個人情報については、目的以外に使用しません。

■この募集要領に定めのない事項については、長門市公共交通協議会の判断により決定します。

-----きりとり線-----

長門市デマンド交通 愛称募集 応募用紙(9/7締切)

ふりがな	ふりがな	
愛称	氏名	
愛称の説明	年齢	自治会名
	住所 〒	
	※市外在住の方は勤務・在学先	
	電話	